破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２７４号
さいたま市浦和区岸町５丁目６番５号　メゾンエス201
破産者　畑中　智子
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０３号
川崎市宮前区菅生３丁目３番７号
破産者　荻野　　聡
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７１号
東京都東大和市奈良橋１丁目632番地の１
破産者　伊藤　隆昭
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２８６号
神奈川県秦野市南矢名1671番地の６
破産者　山口　　弦
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９１６号
愛知県愛西市大野町茶木234番地１
破産者　後藤　真澄
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５８５号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の212
破産者　加納　隆利
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８０号
愛知県小牧市小牧原２丁目172番地　ヒヤデス305号
破産者　岩田　大作
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４号
広島県東広島市西条岡町５番19号　増田荘苑Ａ号
破産者　影廣　研爾
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４０号
広島市安佐南区長束３丁目28番14号
破産者　髙橋　留可
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４号
宮城県栗原市栗駒稲屋敷百目木19番地
破産者　及川　まみ
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
宮城県遠田郡涌谷町小里字金沢32、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町字六軒町裏142番地17
破産者　大崎　義典
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
秋田県鹿角市八幡平字新山32番地３
破産者　佐藤　修一
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第５０１号
静岡県浜松市中区富塚町3817番地の５
破産者　黒田　史郎
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県西脇市大木町484番地
破産者　片岡　輝一
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１８０号
岡山県倉敷市四十瀬526番地２、開始決定時の住所岡山県倉敷市白楽町293番地５
破産者　森脇　　忍
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷964番地
破産者　御厨すえの
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第３４３号
北九州市八幡東区大平町１番２号、住民票上の住所北九州市小倉北区赤坂３丁目11番45号
破産者　高倉　正志
1　破産債権の届出期間　平成28年12月５日まで
2　一般調査期日　平成28年12月13日午前10時30分
平成28年11月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３７０号
北九州市小倉南区横代東町３丁目２番59号
破産者　加藤　　恩
1　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
2　一般調査期日　平成29年１月24日午後１時30分
平成28年11月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部